

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	PD-1-15 改3
提出年月日	平成29年8月22日

東海第二発電所

地震による損傷の防止

(安全審査関連 補足説明資料)

平成29年8月

日本原子力発電株式会社

本資料のうち、は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

第 4 条：地震による損傷の防止

目 次

- 1 ダイヤフラムフロアの耐震クラスについて
- 2 第 4 条（地震による損傷の防止）における説明方針（改 1）
- 3 浸水防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の基準地震動 S_s に対する機能要求の整理

下線部：今回提出範囲

3 浸水防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の基準地震動 S_s に対する機能要求の整理

「浸水防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物」，さらに「津波監視設備が設置された建物・構築物」の基準地震動 S_s に対する機能要求について第 1 表に整理した。

東海第二発電所の第 4 条への適合のための設計方針を説明する資料においては，第 1 表の機能要求に基づいた設計方針の記載とする。

第 1 表 各設備，施設の基準地震動 S_s に対する機能要求の整理

設備，施設	機能要求
津波防護施設	津波防護機能
浸水防止設備	浸水防止機能
津波監視設備	津波監視機能
浸水防止設備が設置された建物・構築物	浸水防止機能 浸水防止設備の間接支持構造物としての機能
津波監視設備が設置された建物・構築物	津波監視設備の間接支持構造物としての機能